

## 第 4 編 大規模事故災害対策計画

# 第 1 章 基本方針

# 第1節 計画の趣旨

## 1. 計画の目的

この計画は、伊丹市域における災害対策のうち、航空災害、鉄道災害、道路災害等の大規模事故災害に関する対策について、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

## 2. 災害の範囲

この計画における「大規模事故災害」とは、次のものをいう。

この計画は大規模事故災害が発生し、または発生する恐れがある場合に適用する。

- (1) 伊丹市内において、航空運送事業者の運航する航空機の墜落等により多数の死傷者等が発生した場合（航空災害）
- (2) 伊丹市内において、鉄道における列車の衝突、脱線、転覆等により多数の死傷者等が発生した場合（鉄道災害）
- (3) 伊丹市内において、道路構造物の被災、道路上での大きな交通事故及び雑踏事故等により多数の死傷者等が発生した場合（道路災害等）

※ 意図的に大規模事故災害を引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応するものとし、特に定めがない事項については、第2編「震災対策計画」の規定に準じて対応するものとする。

## 第 2 章 災害予防対策計画

## 第1節 基本方針

### 1. 目的

交通安全性の確保に資する各種関係法令の遵守、及び人命救助・救命を第一義とした応急対策を迅速かつ円滑に実施するための体制整備など、平時からの必要な備えについて定める。

### 2. 大規模事故災害に関する法令

#### (1) 航空関係の国内法等体系

航空に関する法体系としては、航空機の航行の安全及び航空機の航行に起因する障害の防止を図るための方法を定めるとともに、航空機を運航して営む事業の適正かつ合理的な運営の確保について定めた航空法をはじめとした6分野に区分される。

#### ○ 航空機災害関係主要国内法等体系

(航空法関係)

航空法 (昭和27年7月15日法律第231号)
自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第11号)
周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 (昭和11年5月28日法律第60号)

(空港関係)

空港法 (昭和31年4月20日法律第283号)
特別会計に関する法律 (昭和45年4月17日法律第25号)
関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成23年5月25日法律第54号)

(製造事業関係)

航空機製造事業法 (昭和27年7月16日法律第237号)
---------------------------------

(条約関係)

国際民間航空条約 (昭和28年10月8日条約第21号)
国際航空業務通過協定 (昭和28年10月29日条約第29号)
国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約 (昭和28年8月12日条約第17号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 100 号)
独立行政法人航空大学校法 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 215 号)
航空・鉄道事故調査委員会設置法 (昭和 48 年 10 月 12 日法律第 113 号)

(その他)

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和 42 年 8 月 1 日法律第 110 号)
高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 12 年 5 月 17 日法律第 68 号)
航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和 45 年 5 月 18 日法律第 68 号)
航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (昭和 49 年 6 月 19 日法律第 87 号)
航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律 (昭和 45 年 6 月 1 日法律第 112 号)

(1) 鉄道関係の国内法体系

鉄道に関する法体系としては、鉄道事業者の運営を適正かつ合理的なものとすることを定めた鉄道事業法をはじめとした 4 分野に区分される。

○ 鉄道関係主要国内法体系

(鉄道事業関係)

鉄道事業法 (昭和 61 年 12 月 4 日法律第 92 号)
鉄道営業法 (明治 33 年 3 月 16 日法律第 65 号)

(鉄道整備関係)

全国新幹線鉄道整備法 (昭和 45 年 5 月 18 日法律第 71 号)
大都市における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法 (平成元年 6 月 28 日法律第 61 号)
鉄道軌道整備法 (昭和 28 年 8 月 5 日法律第 169 号)
特定都市鉄道整備促進特別措置法 (昭和 61 年 4 月 30 日法律第 42 号)
踏切道改良促進法 (昭和 36 年 11 月 7 日法律第 195 号)
運輸施設整備事業団法 (平成 9 年 6 月 13 日法律第 83 号)
日本鉄道建設公団法 (昭和 39 年 2 月 29 日法律第 3 号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 100 号)
航空・鉄道事故調査委員会設置法 (昭和 48 年 10 月 12 日法律第 113 号)

(その他)

高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 12 年 5 月 17 日法律第 68 号)
新幹線鉄道における列車運行の安全を妨げる行為の処罰に関する特例法 (昭和 39 年 6 月 22 日法律第 111 号)

## (2) 道路関係の国内法体系

道路に関する法体系としては、道路に関する危険の防止、その他交通の安全と円滑、道路の交通に起因する障害の防止等に関する事項を定めた道路交通法をはじめとした 6 分野に区分される。

### ○ 道路関係主要国内法体系

(道路交通関係)

道路交通法 (昭和 35 年 6 月 15 日法律第 105 号)
土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法 (昭和 42 年 8 月 2 日法律第 131 号)

(道路整備関係)

道路法 (昭和 27 年 6 月 10 日法律第 180 号)
国土開発幹線自動車道建設法 (昭和 32 年 4 月 16 日法律第 68 号)
高速自動車国道法 (昭和 32 年 4 月 25 日法律第 79 号)

(車両関係)

道路運送車両法 (昭和 26 年 6 月 1 日法律第 185 号)
---------------------------------------

(道路運送事業関係)

タクシー業務適正化臨時措置法 (昭和 45 年 5 月 19 日法律第 75 号)
貨物自動車運送事業法 (平成元年 12 月 19 日法律第 83 号)
自動車ターミナル法 (昭和 34 年 4 月 15 日法律第 136 号)

(行政組織関係)

国土交通省設置法 (平成 11 年 7 月 16 日法律第 100 号)
---

(その他)

自動車損害賠償保障法 (昭和 30 年 7 月 29 日法律第 29 号)
自動車損害賠償責任保険特別会計法 (昭和 30 年 8 月 5 日法律第 134 号)
自動車事故対策センター法 (昭和 48 年 7 月 24 日法律第 65 号)
自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法 (平成 4 年 6 月 3 日法律第 70 号)
高齢者・身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成 12 年 5 月 17 日法律第 68 号)

### 3. 法令に基づく各機関の予防対策に関する責務

交通安全対策基本法 (昭和 45 年 6 月 1 日法律第 110 号) は、交通の安全に関し、国、地方公共団体、車両、船舶の運転者及び航空機乗組員等の責務を定めている。基本的には、道路の設置者等、車両等の使用者及び車両の運転者等の交通安全を確保するため必要な措置が求められている。

○ 交通安全対策基本法における各機関の予防対策に関する責務

責任主体	責 務
国	国民の生命、身体及び財産を保護する使命を有することに鑑み、陸上交通及び航空交通の安全に関する総合的な施策を策定するとともに、これを実施する責務を有する。(第 3 条)
地方公共団体	住民の生命、身体及び財産を保護するため、その区域における交通の安全に関し、国の施設に準じて施策を講じるとともに、当該区域の実状に応じた施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。(第 4 条)
道路等の設置者等	道路、鉄道、軌道、港湾施設、飛行場又は航空保安施設を設置し、又は管理するものは、法令の定めるところにより、その設置し、又は管理するこれらの施設に関し、交通の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。(第 5 条)
車両等の製造事業者	車両、船舶又は航空機の製造事業者は、製造する車両等の構造、設備及び装置の安全性の向上に努めなければならない。(第 6 条)
車両等の使用者	法令の定めるところにより、その使用する車両等の安全な運転又は運行を行わなければならない。(第 7 条)
車両の運転者等	車両を運転するものは、法令等の定めるところにより始業点検等を行うとともに、歩行者に危害を及ぼさないようにする等、車両の安全な運転に努めなければならない。(第 8 条第 1 項)
	航空機乗組員は、法令の定めるところにより出発前の確認、航空保安施設・機能の障害の報告等を行うとともに、航空機の安全な運航に努めなければならない。(第 8 条第 3 項)



歩行者の責務	道路を通行するに当たっては、法令を励行するとともに陸上交通に危険を生じさせないように努めなければならない。(第9条)
住民の責務	国及び地方自治体を実施する交通の安全に関する施策に協力する等、交通・安全に寄与するよう努めなければならない。(第10条)

## 第2節 各部の災害予防事務

(全部局)

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第2節「各部の災害予防事務」をする。

## **第3節 災害対策本部体制の整備**

**(全部局)**

第3編「風水害対策計画」第1章「災害予防計画」第5節「災害対策本部体制の整備」の関係規定を準用する。

## **第4節 動員体制の整備**

**(総務部、危機管理室)**

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第8節「動員体制の整備」を準用する。

## **第5節 災害情報等の収集報告体制の整備**

**(全部局)**

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第9節「災害情報等の収集報告体制の整備」を準用する。

## 第6節 災害通信体制の整備

( 総務部、危機管理室、消防局、上下水道局、関係部 )

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第10節「災害通信体制の整備」を準用する。

## 第7節 災害広報体制の整備

( 総務部、危機管理室、総合政策部、消防局、上下水道局、教育委員会、関係部 )

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第11節「災害広報体制の整備」を準用する。

## 第8節 救出救助体制の整備

( 消防局、危機管理室、健康福祉部、伊丹警察署、自衛隊 )

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第14節「救出救助体制の整備」を準用する。

## 第9節 医療救護体制の整備

( 健康福祉部、伊丹病院、消防局、伊丹市医師会 )

第2編「震災対策計画」第1章「災害予防計画」第19節「医療救護体制の整備」を準用する。

## 第10節 雑踏事故の予防

(行事等の主催者等、関係部局、消防局、伊丹警察署、伊丹市医師会、医療機関、鉄道事業者)

### 1. 趣旨

花火大会、興行その他の行事等の会場及びその周辺、鉄道の駅構内等、特定の場所に多数の者が一時的に集合することに起因し、転倒、異常行動等により死傷者が生じる恐れのある雑踏事故の防止に関して行事等の主催者が留意すべき事項について定める。

### 2. 雑踏の特殊性

関係機関は、雑踏が不特定多数の人の集まりで統制を欠き、群集心理に影響されやすく、些細な原因から事故に発展する恐れがあるなどの特殊性を有していることに配慮する必要がある。

### 3. 行事等の主催者の留意事項

- (1) 行事等の主催者等は、行事等の規模、内容等に応じて実施計画において次の事項を定めるものとする。
  - ① 会場及び周辺の施設の配置等を勘案した警備員等の配置及び警察官、警察署との連絡体制
  - ② 消防機関への連絡及び警備員等による救助等、事故発生時の初動対応並びに消防機関と連携した救急・救護体制
  - ③ 事故発生時に負傷者を受け入れる医療機関の確保など伊丹市医師会及び医療機関との協力体制
  - ④ 事故発生直後に第一報を入れるべき機関及び連絡先
- (2) 行事等の主催者等は、行事等の開催にあたり行事内容、雑踏警備に係る体制や緊急時の救急・救命体制等について消防局、警察署、伊丹市医師会、医療機関等と連絡調整を図るものとする。
- (3) 行事等の主催者等は、行事等の実施計画の内容を十分に検討するとともに、施設管理者、消防局、警察署等に助言等を求めるなど、事故防止に万全を期すものとする。
- (4) 行事等の主催者等は、行事等の会場及び周辺の施設等の配置、人出の予想及び周辺の医療機関の状況等から必要と認められる場合は、救護のための場所をあらかじめ確保し、伊丹市医師会等から協力を得て現地への医療関係者の派遣を受けるものとする。

- (5) 行事等の主催者等は、行事等の参加者に雑踏事故の危険性を認識させ、雑踏の中で歩行する際には、主催者、警備員、警察官等の指示に従い、秩序ある行動をとるよう呼びかけるものとする。

#### 4. 鉄道事業者等

鉄道事業者等は、改札、階段等乗降客の流れを阻害する恐れのある箇所の施設・設備の改良に努めるとともに、必要に応じて駅員等による乗降客の誘導を行うなど、雑踏事故の防止に努めるものとする。

#### 5. 消防局

- (1) 事故発生時の主催者等の対応体制について、事前に主催者等と調整を行うとともに、必要な警戒体制を確保するものとする。

特に緊急車両の進入路を確認するとともに、必要に応じ、その確保を主催者等に要請するものとする。また、行事等が隣接市との境界付近で開催される場合には、当該隣接市との連携に十分配慮するものとする。

- (2) 伊丹市医師会、医療機関との連携を図り、行事等の開催される当日の地域内の医療機関との連携に十分配慮するものとする。
- (3) 行事等の開催中においては、会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な情報を収集し、状況を的確に判断できるよう努めるものとする。

#### 6. 医療機関等

- (1) 医療機関等は、行事等の主催者等から事故発生時に負傷者等を搬送する医療機関医療関係者の派遣等について協力を求められた場合は、これに協力するよう努めるものとする。
- (2) 伊丹市医師会から、事故発生時の負傷者等の受け入れ、医療関係者の派遣等について協力を求められた医療機関は、行事等の主催者、消防局等と連絡をとり、これに協力するよう努めるものとする。

#### 7. 伊丹市

- (1) 主催者等への周知

市は、関係部局間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努めるものとする。

- ① 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防署並びに伊丹市医師会及び医療機関と連絡調整を行うこと。
- ② 事故が発生した場合には、迅速に伊丹警察署及び消防局並びに伊丹市医師会、医療機関及び県（阪神北県民局）にその旨通報すること。

## **第 1 1 節 自主防災体制の整備**

(消防局、関係部)

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 25 節「自主防災体制の整備」を準用する。

## **第 1 2 節 防災訓練**

(全部局)

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 27 節「防災訓練」を準用する。

## **第 1 3 節 防災教育**

(全部局)

第 2 編「震災対策計画」第 1 章「災害予防計画」第 28 節「防災教育」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画



## 第1節 基本方針

( 関係部、各施設管理者 )

### 1. 目的

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、緊急時の情報収集、伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制と必要な対策について定める。

### 2. 各機関の応急対策の概要

大規模事故災害による被害は、局地的に発生するため、基本的には事業者等及び市が中心となり対応するものとするが、災害の規模により、これのみで対応できない場合には、県等への応援を要請するものとする。また、防災関係機関は、災害の規模・態様に応じて本章に定める応急対策のうち、必要な対策を実施するものとする。

#### (1) 航空機災害

空港管理者は、大阪国際空港及びその周辺において航空機災害の発生またはその恐れがある場合には、直ちに市（消防局）に通報するものとする。市（消防局）は、入手した情報を県（阪神北県民局、場合によっては消防庁）、近隣市及び関係機関等に連絡するものとする。市及び関係機関は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

なお、航空機災害に対する消防活動体制については、「豊中市・池田市・伊丹市消防相互応援協定」、「大阪市・伊丹市消防相互応援協定」、「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」及び「大阪国際空港周辺都市航空機災害消防相互応援協定」並びに「兵庫県広域消防相互応援協定」に基づくもののほか、同協定に基づく「覚書」によるものとする。

#### (2) 鉄道災害

大規模な鉄道災害等が発生した場合、消防機関と鉄道機関は「鉄道事故時の安全対策に関する覚書」に基づき、当該災害に対する相互連絡・協力体制を確立するものとするとともに、関係機関との連携を密にし、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

#### (3) 道路災害等

道路構造物の被災等により大規模な通行障害等が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省（近畿地方整備局）及び県に連絡するものとする。雑踏事故の場合、行事等の主催者は、消防局、伊丹警察署及び県に連絡するものとする。

市は、必要に応じて県等関係機関に連絡するものとする。

市及び関係機関は、必要に応じて救助、消火、医療活動等を実施するものとする。

### 3. 応急対策の主な流れ

#### (1) 航空機災害

##### ① 大阪国際空港における航空機の墜落の場合

	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領及び伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港管理者から関係機関への事故等発生の連絡</li> <li>関係機関へ集結場所への出動要請</li> <li>当該航空運送事業者との連絡調整 [以上空港管理者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> <li>DMATの派遣出動</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>指揮所本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地对策本部の設置 [空港事務所]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部の設置</li> <li>現地对策本部の設置</li> <li>調査団の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣等</li> </ul>		
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同調整所の設置</li> <li>関係機関との連絡調整 [以上空港管理者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加 [空港消防救難協力隊]</li> </ul>
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動</li> <li>搭乗者終結地区又は後方医療機関に搬送</li> <li>DMATとの連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客の救助、地上の人員又は物件に対する危険の防止 [機長]</li> <li>救助活動</li> <li>負傷者数及び搭乗者数の把握</li> <li>制限区域内への誘導</li> <li>制限区域内への入場制限 [以上空港管理者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>事故現場及び救護地区等の警戒警備</li> <li>救助活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>空港事務所の指示による救助活動 [空港消防救難協力隊]</li> </ul>
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火救難活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火救難隊の指揮</li> <li>消火救難活動 [以上空港管理者]</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>空港事務所の指示による消火救難活動 [空港消防救難協力隊]</li> </ul>

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ トリアージ地区・救護所の設置</li> <li>・ トリアージの実施</li> <li>・ メディカールコーディネーターの調整による負傷者の後方医療機関への搬送</li> <li>・ DMAT との連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協定締結の消防機関等とトリアージ地区・救護所を設置。トリアージ及び医療活動の支援</li> <li>・ 救急医療資機材の配置</li> <li>・ 無傷者地区の設置とバス等による無傷者待機地区への搬送</li> <li>・ 必要に応じた医師等の配置</li> </ul> [以上空港管理者] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 輸送車両の手配</li> </ul> [航空運送事業者]	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 陸上自衛隊による医療救護活動</li> <li>・ 陸上自衛隊による負傷者の搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療救護班車両の先導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空港事務所の指示によるトリアージ地区・救護所の設置。トリアージ・医療活動支援。医療資機材の配置</li> <li>・ [空港消防救難協力隊]</li> <li>・ 医師会、日赤等による医療救護班の派遣。トリアージ及び医療活動の実施</li> <li>・ 日赤による助産・血液輸送供給</li> <li>・ 空港事務所及び空港消防救難協力隊の担架班による他の機関と協力した搬送</li> </ul>
交通規則					<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 交通規制の実施</li> </ul>	
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者の等の移動、除染等必要な措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 航空危険物輸送の有無を空港事務所現地対策本部に連絡</li> <li>・ [航空運送事業者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防と連携した物質の特定等</li> <li>・ 必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を消防局等に紹介等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防と連携した物質の特定等</li> </ul>	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 死体の身元確認、遺体(死体)仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配</li> <li>・ [航空運送事業者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体(死体)の検分</li> <li>・ 死体の身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体(死体)の検分</li> <li>・ 死体の身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遺体(死体)の検分</li> <li>・ 死体の身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医師による死亡確認</li> <li>・ 通信手段の提供</li> <li>・ [N T T]</li> </ul>

② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領及び伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発見者から消防又は警察への事故等発生の通報</li> <li>事故等発生情報の受領及び関係機関に集結場所を連絡 [空港管理者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>DMAT の派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> <li>DMAT の派遣出動</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機災害対策本部等の設置</li> <li>現地对策本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地对策本部の設置</li> <li>伊丹市航空機災害対策本部等との連絡調整</li> <li>関係機関との連絡調整</li> <li>航空事業者との連絡調整 [以上空港事務所]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部の設置</li> <li>現地对策本部の設置</li> <li>調査団の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣</li> <li>現地支援本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地合同指揮所の設置</li> <li>必要に応じて県等へ応援要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加 [空港管理者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加</li> <li>必要に応じて、国、他の都道府県、市町への応援要請等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場合同指揮所への参加 (伊丹市医師会及び日赤等)</li> </ul>	
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動</li> <li>DMAT との連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>旅客の救助、地上の人又は物件に対する危険の防止 [機長]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>事故現場及び救助地区等の警戒警備</li> <li>救助活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>応援協定に基づく他市消防機関の応援</li> </ul>
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火救難活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火救難活動 [空港管理者]</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>応援協定に基づく他市消防機関の応援</li> </ul>

事項	伊丹市	航空運送事業者・空港事務所・空港管理者	国	県	県警	医療機関等
避難誘導 ・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>航空機が人家密集地域へ墜落した場合等被害が拡大する場合には迅速に立入禁止区域を設定し、地域住民等の避難誘導を実施</li> </ul>	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>負傷者の搬送</li> <li>DMAT との連携活動</li> </ul>	救急医療資機材の配置 [空港管理者]	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの要請を受け、県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請等</li> <li>必要に応じた県消防防災へりによる搬送</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療救護班車両の先導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市・隣接市医師会・日赤等からの医療救護班の派遣。トリアージ・医療救護活動の実施</li> <li>日赤による助産、血液の輸送及び供給</li> <li>応援協定に基づく他市消防機関による搬送</li> </ul>
交通規制					<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の実施</li> </ul>	
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物等の漏洩の場合、物質の特定、現場の安全確認、負傷者の等の移動、除染等必要な措置の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>航空危険物輸送の有無の報告 [航空運送事業者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>消防と連携した物質の特定等</li> <li>必要に応じて、危険物等の専門家・専門機関等を消防本部等に紹介等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防と連携した物質の特定等</li> </ul>	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>死体の身元確認、遺体(死体) 仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配 [航空運送事業者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体(死体)の検分</li> <li>死体の身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師による死亡確認</li> </ul>

(2) 鉄道災害

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>災害状況の早急な把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等の発生の通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> <li>DMATの派遣出動</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部の設置</li> <li>現地対策本部の設置</li> <li>調査団の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣</li> <li>現地支援本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>		
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防相互応援協定締結先への応援要請</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者の必要に応じた県、市への応援要請</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域緊急援助隊派遣</li> <li>緊急消防援助隊派遣</li> <li>自衛隊の派遣</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地救護所の設置</li> <li>救助活動</li> <li>必要により列車切断</li> <li>DMATとの連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者による救助活動</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>伊丹警察署員、広域緊急援助隊員等の出動による救助活動</li> </ul>	
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者による消火活動</li> </ul>				

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
避難誘導・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落する恐れがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>後続車両の衝突等二次災害の防止措置の実施</li> <li>鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置 [以上鉄道事業者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>脱線した鉄道車両が高架から人家集中地域や道路に転落する恐れがある場合等被害の拡大防止のため、立入禁止区域の設定、地域住民等の避難誘導を実施</li> <li>鉄道事業者と連携し、後続列車の衝突等の二次災害の防止措置の実施</li> <li>鉄道上の落石、土砂崩れ等に起因する災害現場における監視員の設置</li> </ul>	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>医療機関と連携をとった医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>重傷の負傷者を遠方の医療機関に搬送する場合の必要に応じた県へのヘリコプターの派遣要請</li> <li>DMAT との連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿厚生局、国立大病院からの救護班の派遣</li> <li>陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの要請を受け県立病院の救護班の派遣や医療機関に救護班の派遣を要請</li> <li>必要に応じた県消防防災ヘリによる搬送の実施及び他機関のヘリの出動要請等</li> <li>多発外傷など特殊な医療について対応可能な医療機関の消防本部、医療機関等への紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>災害拠点病院（災害医療コーディネーター）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言</li> </ul>		
緊急輸送					<ul style="list-style-type: none"> <li>交通状況の把握、交通規制の実施</li> </ul>	

事項	伊丹市	鉄道事業者・発見者	国	県	県警	医療機関等
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等必要な措置の実施</li> <li>危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、伊丹警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施</li> <li>必要に応じ、県に専門家の紹介を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険物等の積載の有無を消防局、県警等に報告 [鉄道車両の運転手・鉄道事業者又は荷主]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防と連携した物質の特定等</li> <li>必要に応じて、危険物等に関する専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防と連携した物質の特定等</li> <li>危険物の漏洩等の場合、必要に応じ、消防と協力し、付近住民の避難誘導を実施</li> </ul>	医療機関等	
関係者への情報の伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>死体の身元確認、遺体(死体)仮収容所の選定、被災者及び被災者の家族に対する必要な手配</li> <li>死傷者名簿の作成</li> <li>他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等の実施</li> <li>鉄道車両が道路をふさいでいる場合等の車両の撤去 [以上鉄道事業者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道車両が道路をふさいで、交通上支障がある場合には、必要に応じ、建設業協会へ重機出動依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遺体(死体)の検分</li> <li>死体の身元確認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師による死亡確認</li> </ul>



(3) 道路災害等

① 一般的な道路災害の場合 (高速道路での危険物流出は除く)

事項	伊丹市	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>災害状況の早急な把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等の発生の通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>伊丹警察署員等を現場に派遣し情報収集</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> <li>DMATの派遣出動</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部の設置</li> <li>現地対策本部の設置</li> <li>調査団の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣</li> <li>現地支援本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防相互応援協定締結先への応援要請</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>広域緊急援助隊派遣</li> <li>緊急消防援助隊派遣</li> <li>自衛隊の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、国、他の都道府県、市町への応援要請等</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護所の設置</li> <li>救助活動 (高速道路での災害では、事故現場へのアクセスに配慮した救出活動を実施)</li> <li>DMATとの連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の運転手等による負傷者救護</li> <li>道路管理者による救助活動への協力</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>伊丹警察署員、広域緊急援助隊等による救助活動</li> </ul>	
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動 (消防) (トンネル内火災の場合には、濃煙、熱気等に配慮した消火活動を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者による消防機関と連携協力の消火活動</li> </ul>				
避難誘導・二次災害防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>車両の運転手による危険防止措置</li> <li>警察と連携した迅速な立入禁止区域の設定・交通規制の実施 [以上管理者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>道路災害が通行量の多い道路で発生した場合その他被害が拡大する恐れがある場合、迅速な立入禁止区域の設定、通行者・通行車両等に対する交通規制・避難誘導の実施</li> </ul>	

事項	伊丹市	運転手・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>• 対応可能な医療機関への分散収容</li> <li>• 医療機関と連携をとつた、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> <li>• DMAT との連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣</li> <li>• 陸上自衛隊による医療救護活動、負傷者の搬送の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 市からの要請を受け県立病院の救護班の派遣。又、医療機関に救護班の派遣を要請等</li> <li>• 必要に応じて県消防防災ヘリ等による搬送の実施</li> <li>• 必要に応じて、多発外傷、広範囲熱傷、化学熱傷、化学物質の中毒等に対応可能な医療機関の消防、医療機関等への紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防と連携した物質の特定等</li> <li>• 危険物の漏洩等の場合に、地域住民等の避難誘導の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>• 事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>• 災害拠点病院（災害医療コデブ・ネットワーク）の消防機関からの照会に応じた医療上の助言</li> </ul>	
危険物等への対策（高速道路での危険物の流出の別紙）	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危険物の漏洩等の場合、現場の安全確認、物質の特定、負傷者等の移動、除染等を実施</li> <li>• 危険物の漏洩等の場合、必要に応じて、伊丹警察署の協力を得て、付近住民の避難誘導を実施</li> <li>• 危険物の漏洩等の場合必要に応じて、県に専門家の紹介を要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 危険物等の積載の有無を報告 [自動車の運転手]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 消防と連携した物質の特定等</li> <li>• 必要に応じて、危険物等の専門家、専門機関等を消防機関等に紹介等</li> </ul>			
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関が連携した被災者の家族等への情報提供</li> </ul>
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 道路管理者による迅速的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧活動</li> <li>• 迂回路の設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 必要に応じた道路啓開のための建設業協会への重機出動依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 被災現場及び周辺地域並びにその他の地域における交通安全施設の緊急点検の実施</li> </ul>		

② 高速道路での危険物流出の場合

事項	伊丹市	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>災害状況確認、警察への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等の発生の通報</li> <li>事故状況の確認</li> <li>関係機関が必要とする情報の提供 「以上事業者」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>関係省庁連絡会議の開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>現場の状況により、関係物質に関する情報を入手し関係機関に情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>事故状況確認、消防への通報</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害対策本部の設置</li> <li>現地対策本部の設置</li> <li>調査団の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣</li> <li>現地支援本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防相互応援協定締結先への応援要請</li> <li>現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。又状況に応じて協議を実施)</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等(災害が大規模な場合、自衛隊等へ応援要請)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場指揮(出動した各機関は、原則として、警察又は消防の指揮の下に活動。又、状況に応じて現場で協議を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県、消防、警察からの要請を受けて応援実施 [関係団体]</li> <li>消防局等からの要請に基づき応援 [高圧ガス地域防災協議会加入防災事務所]</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動</li> <li>多数の負傷者が発生した場合、安全な場所に現地救護所を設置</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>救助活動</li> </ul>	
消火	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者による消防機関と連携協力した消火活動</li> </ul>				
避難誘導・二次災害防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難勧告(避難勧告は、毒性ガスの発生、火災の拡大等付近住民に被害が発生する場合に実施)</li> <li>周辺広報の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の設定(積載物質の毒性等の性状、また火災の状況等を考慮して設定)</li> <li>周辺広報の実施 [以上管理者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>警戒区域の設定</li> <li>避難勧告(避難指示を市長等が措置できないとき又は市長から要求があったときに実施)</li> <li>周辺広報の実施</li> </ul>	

事項	伊丹市	事業者・道路管理者・発見者	国	県	県警	医療機関等
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>対応可能な医療機関への分散収容</li> <li>医療機関と連携をとつた、医師、救護班の派遣及び搬送先医療機関の確保</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿厚生局、国立大学病院からの救護班の派遣</li> <li>自衛隊の救護班の派遣</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの問い合わせに応じた医療上の助言</li> </ul>
交通規制		<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の実施 [管理者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の実施 (現場の状況により、交通遮断及びバイパス・エントランス閉鎖を実施)</li> </ul>	
危険物等への対策（物質特定）	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の特定</li> <li>処理方法の確認</li> <li>拡大防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の特定</li> <li>処理方法の確認</li> <li>拡大防止</li> <li>[以上事業者、管理者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の特定</li> <li>処理方法の確認</li> <li>[物質の特定は、標識、イコークラウド、発送元等の確認で実施]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の特定</li> <li>処理方法の確認</li> <li>拡大防止</li> <li>(漏洩箇所の密閉等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物質の特定</li> <li>処理方法の確認</li> <li>拡大防止</li> <li>[以上関係団体（日本中毒情報センター等）]</li> </ul>	
(防除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材所在確認</li> <li>処理実施 (積載物質の毒性等の性状、又、火災の発生等を考慮しながら、回収等の作業を実施)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材所在確認</li> <li>資機材手配・運搬</li> <li>処理人員手配派遣 (処理に特殊技能を有する人材が必要なときには発送元、製造メーカー等に依頼)</li> <li>回収車両の手配・派遣</li> <li>処理実施</li> <li>事故車両撤去</li> <li>水質汚染等を考慮した路面清掃等事後処理</li> <li>[以上事業者、管理者]</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材所在確認 (特殊な処理剤等が必要なときは、発送元、製造メーカー等に依頼)</li> <li>必要に応じ、資機材の搬送に県消防防災ヘリ等を活用 (高速道路上での事故のため、車両による搬送が困難な場合等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材運搬の誘導</li> <li>処理人員の誘導</li> <li>回収車両の誘導 (回収車両は、積載物質を積み替える必要がある場合に、事業者・管理者が運送業者等を通じて手配)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資機材所在確認</li> <li>資機材手配・運搬</li> <li>処理人員手配・派遣</li> <li>回収車両の手配・搬送</li> <li>処理実施</li> <li>[以上関係団体]</li> </ul>	

③ 雑踏事故の場合

事項	伊丹市	行事等の主催者・発見者	国	県	県警	医療機関等
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>早急な状況把握</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等の発生の通報受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> <li>DMATの派遣要請</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領・伝達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事故等発生の通報の受領</li> <li>DMATの派遣出動</li> </ul>
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>現地調査班の派遣</li> <li>現地支援本部等の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地指揮所等の設置</li> </ul>	
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防相互応援協定締結先への応援要請</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携 [主催者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ、国、他の都道府県、市町等への応援要請等</li> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の密接な連携</li> </ul>
救助	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地救護所の設置</li> <li>救助活動</li> <li>DMATとの連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急車両の進入路の確保 [主催者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>伊丹警察署員等の負傷者救助活動</li> <li>救助活動に必要な道路場所の確保</li> </ul>	
被害の拡大防止		<ul style="list-style-type: none"> <li>事故の拡大防止 [主催者]</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>効果的な広報の実施等による事故の拡大防止</li> </ul>	
医療	<ul style="list-style-type: none"> <li>応急救護所で重症度に応じた分類及び必要な応急手当の実施</li> <li>対応可能な医療機関等への分散収容</li> <li>医療機関と連携をとつた医師、救護班の派遣要請及び搬送先医療機関の確保</li> <li>DMATとの連携活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>救護活動に必要な場所の確保</li> <li>負傷者の搬出 [以上主催者]</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>市からの要請を受け県立病院の救護班を派遣。また、医療機関に救護班の派遣を要請等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>要請に基づく医師、救護班の派遣</li> <li>事故現場でのトリアージ・医療活動</li> <li>災害拠点病院（災害医療コーディネーター）による、消防機関からの照会に応じた助言</li> </ul>
交通規制					<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制の実施</li> </ul>	
関係者への情報伝達	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携をとつた被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携をとつた被災者の家族等への情報提供</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携をとつた被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携をとつた被災者の家族等への情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関と連携をとつた被災者の家族等への情報提供</li> </ul>

## 第2節 応急活動体制の確立

(全部局)

### 1. 事故対策本部の設置

市長は、大規模事故が発生し、重大な災害へ発展する可能性がある場合で、特に必要があると認めるときは、「伊丹市〇〇事故対策本部」を設置するものとする。

(1) 事故対策本部は防災センターに設置し、総括本部事務局を中心として、関係部署間の連絡・調整及び情報の収集・伝達を総合的に実施する。

(2) 事故対策本部は次の事務を行うものとする。

- ア 情報の収集伝達
- イ 各部及び関係機関との連絡調整
- ウ 市民への広報及び報道機関への対応
- エ 県及び協定締結市町への応援要請
- オ 災害対策本部設置の検討

(3) 職員の動員

市長は、大規模事故災害が周囲へ重大な影響を及ぼし、または、及ぼす恐れがある場合で、その対応に多数の人員を必要とする場合にあっては、第3編「風水害対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」第3節「動員配備」及び【資料9】「伊丹市地震防災計画動員数」に基づく警戒配備（総括本部）職員の動員を行い、配備体制を整えるものとする。

なお、災害の状況によっては「特定の部に対する防災指令の発令」により対応するものとする。

### 2. 災害対策本部等の設置

市長は、事故や火災の発生により、特に全庁的な対応が必要と判断した場合に、「伊丹市災害対策本部」を設置するものとする。

また、事故現場での指揮活動に適した場所に、消防部を中心とした現地災害対策本部を設置し、防災関係機関との連携を図るとともに、災害対策本部との連絡・調整を円滑に推進するものとする。

なお、災害対策本部の組織運営及び動員等は、第3編「風水害対策計画」第2.1章「警戒避難活動期（人命安全確保期）」第2節「警戒避難活動態勢の確立、活動開始」及び第3節「動員配備」の関係規定を準用するものとする。

## 第3節 情報の収集・伝達

( 総括本部事務局、消防部、関係機関 )

大規模事故災害発生時における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

### 1. 航空災害の第一報の情報伝達

空港管理者は、航空事故による災害が発生し、または発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

大阪国際空港内及びその周辺において航空機事故による災害が発生し、または発生する恐れがある場合の伝達系統は次のとおりとする。

なお、大阪国際空港及びその周辺における航空機に起因する災害の種別について、次のとおり区分する。

#### ① 第1種区域において発生した災害

空港内の滑走路、エプロン、誘導路、燃料基地、格納庫、フィンガー等の第1種区域（平成28年3月29日「大阪国際空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」による地域をいう。）で発生した航空機の火災、その他の事故、またはこれらの火災事故の発生のおそれのある事態

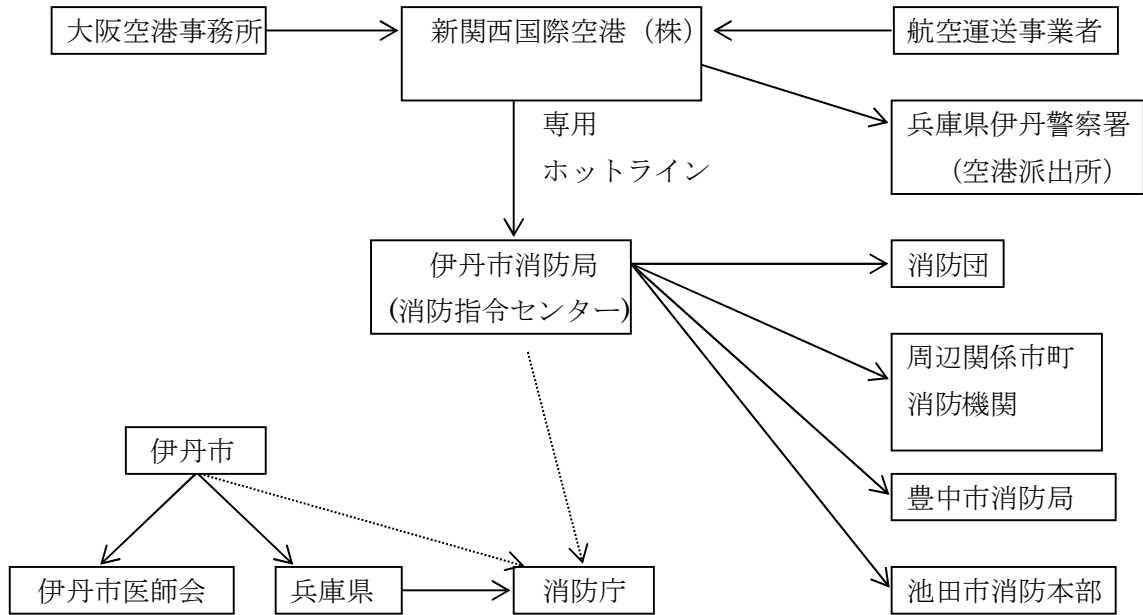
#### ② 第2種区域において発生した災害

空港内ターミナルビル、国内貨物ビル、その他空港内第2種区域（前記協定書による。）での火災、または航空機による災害の発生、若しくは、これらの火災事故の発生のおそれのある事態

#### ③ 第3種区域において発生した災害

前2項以外の一般市域で発生した航空機の火災、またはこれらの火災、その他の事故の発生のおそれのある事態

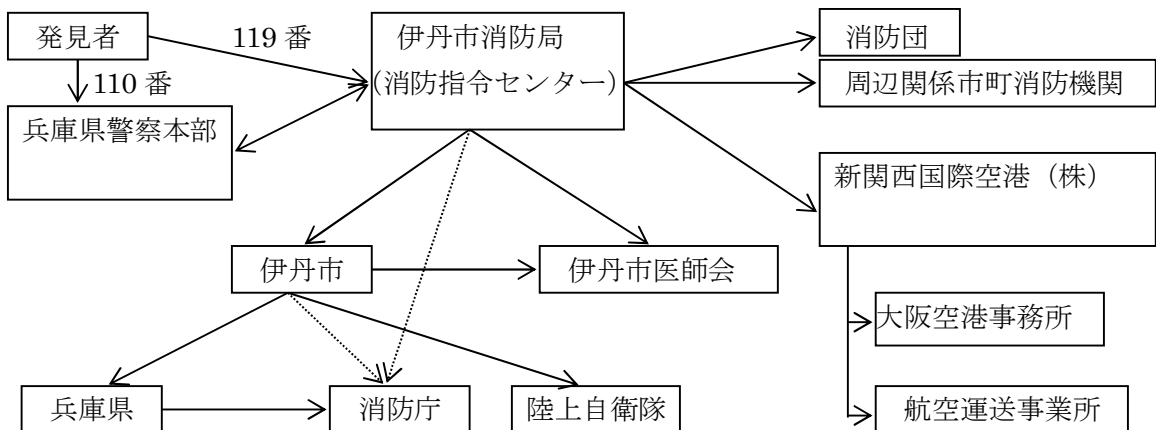
① 第1種区域、第2種区域での災害発生の場合



※ 図中 -----> の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に該当する場合に実施する。以下この節において同じ。

※ 兵庫県への報告は阪神北県民局総務室総務防災課とするが、連絡がつかない場合は企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課とする。以下この節において同じ。

② 空港区域外の一部市域で災害が発生した場合



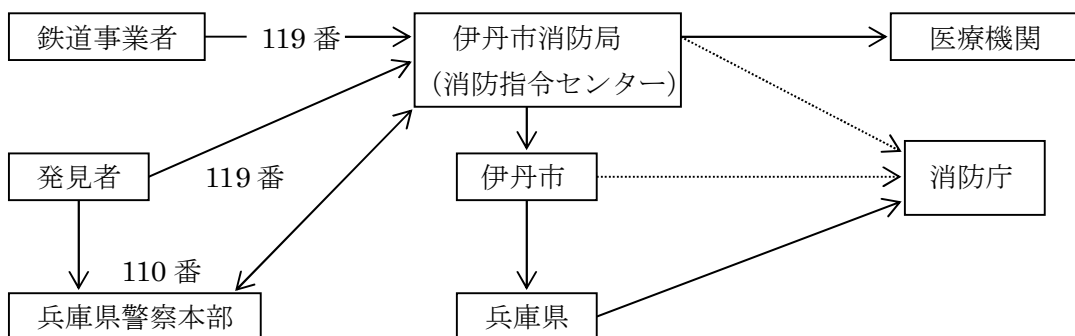


## 2. 鉄道災害の第一報の情報伝達

鉄道事業者は、鉄道事故による災害が発生し、または発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

なお、危険物の漏洩等がある場合は別に定める。

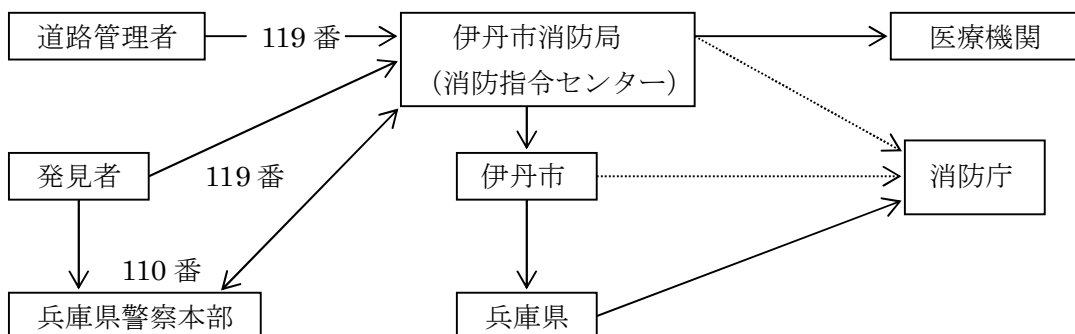


## 3. 道路災害等の第一報の情報伝達

(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、または発生する恐れがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携のもとに、的確な対応をとるものとする。

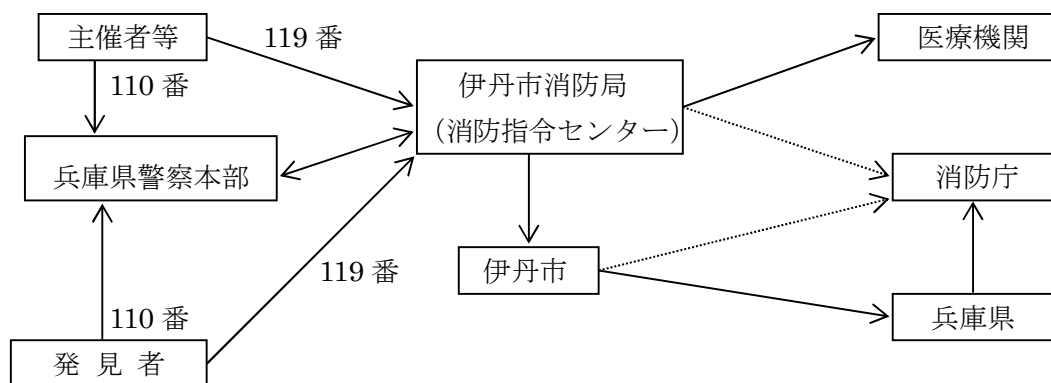
この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生のおそれがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。

なお、危険物等の流出等の場合は別に定める。



(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、または発生する恐れがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者（以下、本節において「主催者等」という。）または雑踏事故の発見者は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとるものとする。

この場合、被害規模が確認できない場合でも、大規模な被害発生の恐れがあると判断したときは、市（消防局）に第一報を伝達するものとする。



## 4. 災害情報等の収集、報告等

### (1) 職員の派遣

災害現場の状況を迅速かつ的確に把握するため、事故発生の第一報を受けた場合には、直ちに職員を派遣し、災害情報等の収集・伝達等を行う。

周辺市町において、大規模事故災害が発生した場合にも、事故現場を管轄する市町の災害対策本部に連絡調整のため、職員を派遣する。

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第4節「初動対応期の情報管理」及び第2.2章「救援期（救援活動期）」第1節「救援期の情報管理」を準用する。

その他大規模事故災害発生時の報告事項については、災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行うものとする。

### (2) 事故発生責任者の連絡窓口の確認

大規模事故災害を発生させた責任者が特定された場合には、事故対応の総合的な連絡窓口としての連絡先の確認を行う。

### (3) 自治体間の情報共有

兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム（フェニックス防災システム）への入力を適時的確に行うとともに、県及び周辺市町から情報収集のために派遣された職員の受け入れや連絡窓口の確認を行うなど関係自治体との情報共有に努める。

## 第4節 災害広報の実施

(広報担当、関係部、関係機関)

大規模事故災害が発生した場合に、被災者及びその関係者をはじめ住民等に対し、迅速かつ的確に災害情報を提供することにより、災害時における市民生活の安全・安心を確保することが重要であるが、その運用については、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第5節「初動対応期の広報活動」及び第2.2章「救援期（救援活動期）」第2節「救援期の広報活動」を準用するものとする。

## 第5節 関係機関との連携

( 本部長、総括本部事務局、消防部、関係機関・団体 )

大規模事故災害が発生し、伊丹市の関係機関だけでは対応が不十分となる場合は、県をはじめ他の市町等に応援を要請するものとするが、その運用については、この節において特別の定めがある場合を除き、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第10節「広域応援要請依頼」を準用するものとする。

### 1. 航空災害

大阪国際空港及びその周辺において航空災害が発生し、または発生する恐れがある場合の、消火救難活動及び医療救護活動における関係機関の連携については、次のとおり協定等が締結されているため、これに基づく対応をとるものとする。

#### (1) 消火救難活動

【資料40】「消防相互応援協定一覧表」 参照

#### (2) 医療救護活動

「大阪国際空港医療救護活動に関する協定書」（豊中・池田・伊丹各医師会）

### 2. 鉄道災害

鉄道事業者の営業している軌道敷内における鉄道災害の消火救難活動にあつては、鉄道事業者と消防局との間で相互連絡及び協力体制を定める「鉄道事故時の安全対策に関する覚書」により、迅速な災害防除活動及び公共機関の早期運転再開を実施するものとする。

### 3. 高速道路における事故

高速道路における消防活動にあつては、その責任分担や応援を定めた協定及び覚書（【資料40】「消防相互応援協定一覧表」参照）に基づき活動するものとする。

また、市内の高速道路及び自動車専用道路を対象とする危険物運搬車両等の事故への対応として、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」が定められているため消防局等の関係機関はこの指針に従い対応するものとする。

### 4. 関係機関の連携の強化

災害発生時に、伊丹市及び消防局は、必要に応じて現地指揮所を設けるとともに、災害現場における協議調整の場を設け、警察機関、自衛隊等の関係機関相互の役割分担を明確にし、救助、消火、避難誘導及び医療活動等の連携体制の確保を図るものとする。

## 第6節 自衛隊の派遣要請

( 本部長、総括本部事業局 )

第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第9節「自衛隊の派遣要請」を準用する。

## 第7節 救助・消火及び避難活動の実施

( 総括本部事務局、消防部、避難部、輸送部、関係部、  
各施設管理者、伊丹警察署、消防団 )

### 1. 救助、消火活動

大規模事故災害による負傷者等の救助については、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第7節「救出活動」を準用するほか、消防局による救助、消火活動にあつては、「伊丹市消防計画」によるものとする。

### 2. 避難誘導活動

航空機、列車又は自動車が火災・爆発を起こす可能性があるときは、速やかに機長、鉄道の運転に従事する者等は、乗客、乗員等を避難させるものとする。

また、災害現場付近の風向、地形及び家屋の密集等により二次災害の恐れがあるとき、または被災地区の拡大が予想されるときは、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第8節「避難の勧告・指示(緊急)・避難誘導」に基づき行うものとする。

## 第8節 救急医療活動等の実施

( 援護部、医療部、消防部、日赤救護班、  
伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会 )

大規模事故災害発生時に、集団的に発生する負傷者等に対する救急医療活動について定める。なお、本節に特別の規定がないものにあつては、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章「初動対応期（人命安全確保期）」第12節「医療救護」の関係規定を準用するものとする。

### 1. 現地救護所（応急救護所）の設置

消防局は、大規模事故災害が発生し、多数の負傷者等が発生した場合、「伊丹市消防計画」に基づき現地救護所（応急救護所）を設置するものとする。

### 2. トリアージの実施と現場での医療活動

市は、必要に応じて伊丹市医師会災害救助活動要領に基づき伊丹市医師会にトリアージや現地における治療活動を実施する医師の派遣を要請するものとする。

災害現場にDMATが派遣される場合、災害拠点病院等がDMAT現地本部を設置することとなるが、DMAT現地本部が設置されない場合には、災害現場に最先着する消防機関等の機関が設置する現地指揮本部の指揮下で活動するものとする。

### 3. 負傷者等の搬送先の確保

負傷者等の搬送については、原則として消防局が搬送先医療機関を確保するものとし、その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター：宝塚市立病院）から医療面に関する助言や、県広域災害・救急医療情報システムの活用により、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定に配慮するものとする。

### 4. 現場から医療施設への負傷者等の搬送

現地救護所に収容された負傷者等は、「伊丹市消防計画」に基づき、迅速に医療施設へ搬送するものとする。

特に、ヘリコプターによる搬送が必要であると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請する。その際、臨時ヘリポートには、地上安全監視及びヘリポート設営のための要員を配置する。

### 5. 医療品等の供給

市は、救護所等で使用する医薬品を確保するものとする。また、医療機関で使用する医薬品に不足が生じる場合、県健康福祉事務所等と連携し、補給を行うものとする。

## 6. 費用

救急医療対策に要した費用については、現行関係法の適用により処理し得るものは同法により、その他のものは事故発生責任機関の負担とする。



## 第9節 雑踏事故の応急対策

( 援護部、医療部、消防部、伊丹警察署、  
日赤救護班、伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会 )

雑踏事故が発生し、または発生が予想される場合の行事等主催者等の関係機関の対応について定めるものとする。

### 1. 関係機関の情報の連携

行政等の主催者等と消防局をはじめとする防災関係機関は、雑踏事故が発生し、または発生する恐れがある場合、第一報の伝達から応急対策の終了まで、情報交換を逐次行い、緊密な情報の連携を図るものとする。

### 2. 雑踏事故発生の恐れがある場合の現場の対応

- (1) 群集の密度、行動等から雑踏事故の恐れがあると認識した主催者、警備員、警察官等は、相互に連絡をとり、拡声器等を使用して群衆に対し周辺の状況を説明し、必要に応じて入場制限、誘導等の措置により群集の分断、整理を行うものとする。
- (2) 消防局は、雑踏事故の発生の恐れがあるとの通報を受けた場合、直ちに現場確認を行うとともに、その確認者からの情報により、災害発生時の出動体制を整えるものとする。

### 3. 雑踏事故発生時の対策

関係機関は、次に定める対策など、事故の態様に応じ、必要な対策をとるものとする。

#### (1) 行事等の主催者等

行事等の主催者等または鉄道事業者は、雑踏事故が発生した場合には、迅速に消防局及び警察機関等に通報するとともに負傷者を搬送し、救護活動に必要な場所を確保するなど応急措置に努めるものとする。

#### (2) 消防局

- ① 会場及び周辺の道路の混雑状況等、消防活動を実施するうえで必要な状況の把握に努め、救助活動に迅速に着手するものとする。
- ② 必要に応じて広域応援を近隣市及び県に要請するものとする。
- ③ 多数の負傷者が発生した場合、伊丹市医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター：宝塚市立病院）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うものとする。

(3) 医療機関等

- ① 行事等の主催者及び消防機関と事前に連携を図っている医療機関は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、医師、看護師等の招集など負傷者の受け入れ体制を整えるよう努めるものとする。
- ② 伊丹市医師会は、関係機関から雑踏事故発生の第一報を受けた場合、現地へのトリアージ医師の派遣、現地における医療行為を実施するための医療関係者の派遣について、協力するよう努めるものとする。

## 第10節 危険物等への対策の実施

( 援護部、環境部、避難部、医療部、消防部、  
日赤救護班、伊丹市医師会、伊丹市薬剤師会 )

列車または自動車等から危険物等が流出した場合等の保安及び応急対策について定める。

### 1. 危険物等への対策の特殊性

災害時の危険物等への対策にかかる関係機関及びその対策に従事する者は、危険物等の関連する災害の特殊性（引火爆発の危険、毒性危険、反応危険及びそれらの複合危険）に応じ、救助・救急、医療等の対策実施にあたって特別の配慮をするものとする。

### 2. 責任者等

危険物等の所有者、管理者または占有者で、その管理について権限を有するもの（以下「責任者」という。）または事故の発見者は、災害発生と同時に、直ちに次の措置をとるものとする。

#### (1) 連絡通報

- ① 責任者または発見者は、発災時に直ちに消防局に通報するとともに、必要に応じて、付近住民等に通報するものとする。また、責任者は危険物等の種類が不明な場合等は、その特定に努めるものとする。
- ② 責任者または発見者は、被害の概要を被災段階に応じて早急に取りまとめ、必要に応じて関係機関に通報するものとする。

#### (2) 初期防除

責任者は、危険物等の流出を周囲に周知するなど可能な範囲で、速やかに安全措置を実施するものとする。

ただし、危険物等の種類が特定されていない場合は、関係機関の指示に従うものとする。

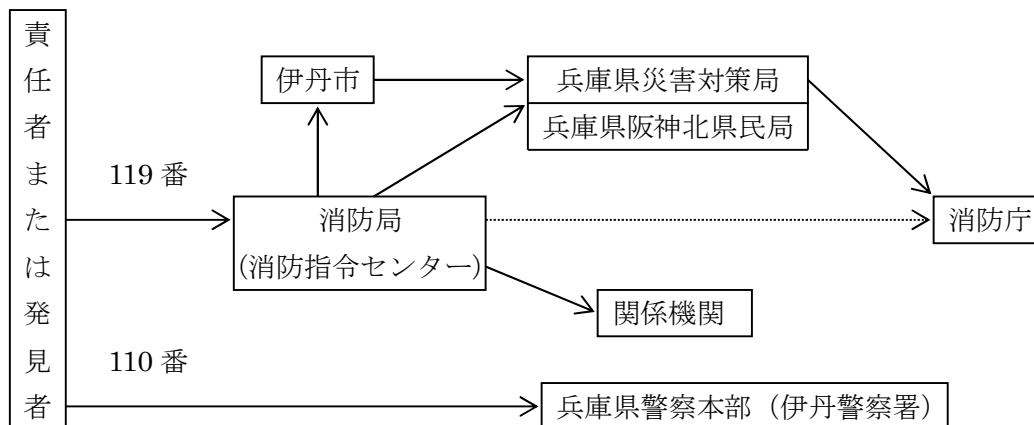
### 3. 伊丹市・その他関係機関

高速自動車道における危険有害物質を運搬するタンクローリー等の車両事故については、「兵庫県危険物運搬車両事故防止対策指針」を適用するものとする。

#### (1) 災害情報の収集及び報告

消防局は、被災状況を的確に把握するとともに、市及びその他関係機関に災害発生の即報を行い、状況に応じて逐次中間報告を実施するものとする。

情報系統図（第一報）



※ 図中 .....→ の報告は「火災・災害等即報要領」中、「直接即報基準」に該当する場合に実施する。

(2) 災害広報

市長は、災害の状況により必要と認める場合は、市民の不安・混乱を防止するため、第2編「震災対策計画」第2章「災害応急対策計画」第2.1章①「初期対応期（人命安全確保期）」第5節「初動対応期の広報活動」及び第2.2章②「救援期(救援活動期)」第2節「救援期の広報活動」を準用し、災害広報活動を実施するものとする。

(3) 危険物等の物質の特定

① 消防局及びその他の関係機関は、責任者等を通じて危険物等の物質の情報の収集を実施するものとする。

また、責任者を通じても当該物質の種類等が特定できない場合は、県及び専門家・専門機関等と連携をとり、危険物等の種類の特定に努めるものとする。

② 市長及び関係機関は、危険物等の物質が特定した後は、必要に応じてその特性や身体への影響等について、緊急の広報を実施するものとする。

(4) 現場の安全確認、患者の移動及び除染

責任者、消防局及び関係機関は連携して次の活動を実施するものとする。

① 危険区域を画するため、警戒線を張り、関係者以外の立入りを禁止し、安全地帯を設定する。

② 負傷者等の汚染された環境からの搬出

③ 負傷者等の除染の実施

消防局及び警察機関は、関係機関との連携のもと、負傷者等に対する救助、一次除染及び救急搬送活動、物質の検知及び情報収集活動を実施するものとする。

(5) 救急搬送等

消防局は、医療機関、(財)日本中毒情報センター、県等と連携をとり、負傷者等を医療機関へ搬送するものとする。

(6) 消防応急対策

消防局は、危険物等の火災の特性（爆発を伴う大規模火災の危険性等）に応じた消防活動を迅速に実施するものとする。

(7) 避難

市長は、必要に応じて避難のための立ち退きの指示・勧告、避難所の開設及び避難所への受け入れを行うものとする。

(8) 住民救済対策

市は、関係機関と協力して市民の救済対策を講じるものとする。

(9) 風評被害の影響の軽減

① 市及び関係機関は、各マスメディアの協力を得ながら、次の事項についての確かな情報提供を実施し、大規模事故災害による風評被害等の未然防止を図るものとする。

ア 空港、鉄道、道路等の使用または供用の状況

イ 被災した構造物等の復旧状況

ウ 危険物等の流出等の場合の緊急時モニタリングの結果

エ その他風評被害の未然防止または軽減のために必要な情報

② 万一、風評被害が発生したと認められる場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光の振興のため、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等に十分に配慮するものとする。

## 第 1 1 節 死体の搜索、処理及び埋・火葬

( 消防部、環境部、関係部、関係機関 )

第 2 編「震災対策計画」第 2 章「災害応急対策計画」第 2.1 章「初動対応期」第 16 節「死体の搜索、処理及び埋・火葬」を準用する。

## 第 1 2 節 メンタルケア対策等の実施

( 総括本部事務局、援護部 )

### 1. 災害に係る市民相談

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 1 節「災害に係る市民相談」を準用する。

### 2. 被災者のメンタルケア

第 2 編「震災対策計画」第 3 章「災害復旧・復興計画」第 2 節「被災者のメンタルケア」を準用する。